

高齢者 インフルエンザ予防接種について

- 対象者**
 - ①65歳以上の方
 - ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方（②の対象になる方は事前に広野町保健センターにご連絡ください。）
- 実施期間**

平成24年10月15日～12月15日まで
（医療機関により休診日が異なりますので事前にご確認ください。）
- 実施医療機関**

福島県内の登録医療機関
- 接種費用** 無料
- 接種方法**
 - ①事前に問診票を広野町役場町民保健グループまたは広野町保健センターまで取りに来てください。
 - ②接種を希望する医療機関に予約を入れてください。
 - ③受診の際は保険証および健康手帳をご持参ください。

小児用 インフルエンザ予防接種について

- 対象者**
 - ①生後6ヶ月から中学3年生まで
- 実施期間**

平成24年10月1日～
平成25年1月31日まで
- 実施医療機関**

いわき市内および双葉郡医師会の登録医療機関
①上記以外の医療機関で接種を希望される方は事前に広野町保健センターまでご連絡ください。
- 接種費用**

接種費用から助成額2,000円（上限）を差し引いた金額
- 接種回数**
 - 生後6ヶ月から13歳未満 2回接種分
 - 13歳以上から中学3年生まで 1回接種分
- 接種方法**
 - ①接種を希望する医療機関に予約を入れてください。
 - ②受診の際は保険証および親子（母子）手帳をご持参ください。
 - ③医療機関に設置してある問診票および申出書に記入し、医療機関に提出してください。

※医師の診察の結果によっては、当日接種を受けることができない場合があります。

問い合わせ 広野町保健センター
☎0240-27-3040



平成24年10月診療分より、医療費の窓口負担無料化が18歳まで拡大します。

すでに広野町は、中学3年生まで健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担を契約している医療機関の窓口において無料化しています。この助成制度が18歳に達する年度の3月末日まで年齢が拡大することとなります。（※高校3年生相当年齢）

【助成の対象者】

- 平成6年4月2日以降に生まれた方で、現在、広野町に住民登録をしている方

【助成の内容】

- 健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額（診療費や入院時食事療養費など）

【助成を受けるための手続きなど】

助成を受ける場合には、受給資格者としてあらかじめ登録する必要があります。現在、中学3年生相当にある年齢までのお子さんに

※予防接種費や薬の容器代などは助成の対象とはなりません。

※原則として、国の制度による公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先し、その際に生じた自己負担は、当該助成の対象とします。また、保険者が独自に行う助成制度と当該制度を同時に利用することは出来ません。

※負担割合
未就学児 8:2
小学生以上 7:3

7(8)割 健康保険負担分
3(2)割 ご本人負担分

ご本人負担分について、県および市町村が代わって負担する仕組みです

は、広野町受給者証が発行されています。したがって、今回の年齢拡大により登録をいただく必要がある方は、

平成6年4月2日から平成9年4月1日生まれの方となります。

※小学校1年生から中学3年生相当までのお子さんの受給者証は、有効期限が15歳に到達した最初の3月末日までとなっています。これらにつきましては、年度内に新たな受給者証を別途送付させていただきますのでご了承ください。

【受給資格の登録方法】

対象者には、児童医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を避難先の住所などに送付します。書類が届きましたら必要事項に記入のうえ、保険証のコピーおよび債権者登録書とあわせて広野町保健センターに提出してください。書類確認後、それぞれに受給者証を送付します。

問い合わせ
広野町保健センター
☎0240-27-3040

支払機関（国保連、支払基金等）

A ①請求
A ②支払

B ①支払
B ②請求
B ③還付

市町村

④補助金請求
④補助金交付

県

A 窓口負担無料の場合
B 窓口で一旦支払い、後に還付を受ける場合